

青森県知事 }
 関係市町村長 } 殿

所在地 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
 京橋エドグラン 18 階
 事業者の名称 株式会社レノバ
 代表者の氏名 代表取締役社長 木南 陽介

環境影響評価法に基づく配慮書手続を開始するに当たり、住民等説明会を開催したので、その結果を報告します。

事業の名称	(仮称) 東通村陸上風力発電事業			
事業の種類	風力 (陸上)			
事業の規模 (出力)	168,000kW~240,000kW 程度			
事業実施区域	青森県下北郡東通村			
関係地域	青森県むつ市及び東通村			
住民等説明会の周知方法	東通村 11 地区 (砂子又、桑原、大利、石持、鹿橋、東栄、蒲野沢、上田屋、下田屋、野牛、目名) 全世帯へのタウンメールによる案内配布			
(公告による場合は公告日及びその方法)	広報誌 (発行日) : 広報むつ 4 月号 (3/25) 広報ひがしどおり 4 月号 (3/29) ホームページ (掲載期間) : むつ市 (4/1-6/4)、東通村 (4/1-6/4) 株式会社レノバ (4/1-4/30)			
住民等説明会の開催日時及び開催場所	開催日時	地区名	開催場所	参加者数
	4月20日(土)			
	10:00~11:00	上田屋	能舞の館たや	5名
	13:00~14:00	下田屋	下田屋部落集会所	3名
	16:00~17:00	石持	石持地区活力倍增センター	10名
	4月21日(日)			
	10:00~11:00	鹿橋	鹿橋集会所	10名
	13:00~14:00	東栄	東栄地区集会施設	5名
	16:00~17:00	むつ市	下北文化会館大集会室	1名
	4月27日(土)			
	10:00~11:00	野牛	野牛部落会館	14名
	13:00~14:00	桑原	桑原集会所	6名
	16:00~17:00	蒲野沢	山あいの里	12名
	4月28日(日)			
	10:00~11:00	砂子又	ふれあいの館	6名
	13:00~14:00	大利	大利地区ふるさと伝承館	8名
16:00~17:00	目名	布名見の里	9名	
住民等説明会の参加者数	上記の開催日時及び場所と併せて参加者数を記載いたしました。参加者は計 89 名でした。			

< 第 2 号様式 >

住民等の意見の概要	番号	地区	住民等の意見	事業者の見解
	1	上田屋	青森県内の既設風車のブレードの大きさはどのくらいか。	大きいもので 100～110m 程度ではないでしょうか。
	2		200m になるような風車のブレードは運搬可能なのか。	現時点では輸送が可能と考えています。また、カーブに差し掛かった際にブレードを起立させる専用の輸送車の活用も可能です。
	3		再生可能エネルギーが原因で物価がどんどん上がって、電気料金は倍以上になっている。水害、地震耐性のある強度の風車を建設してもらえるのであれば、スピード感をもって事業を進めてほしい。	ご意見ありがとうございます。
	4		事業に反対ではない。道路が整備されると不法投棄が懸念される。近隣住民だけは通れるゲートを設置して欲しい。一方で道路はしっかり管理して欲しい。	ご意見ありがとうございます。
	5	上田屋・東栄・桑原	風車の設置基数が多いが、こんなに設置できるのか。	環境アセスメント配慮書の段階では、環境影響が最大になるケースで影響評価を行うため、風車の設置基数も現時点で想定される最大数を示しています。風車間の距離が近いと、風下にある風車に乱れた風が届き、最悪の場合故障してしまうなどの悪影響を及ぼす恐れがあるため、風車間に一定の離隔を保つ必要があります。この離隔を考慮した上で、山の尾根など高所に最大限設置しようとするこの基数になります。
	6	上田屋・石持・目名	風車の耐用年数はどれくらいか。耐用年数が終わった後は建て直すのか。	耐用年数は 20～25 年程度とされています。建て直すかどうかは 20～25 年後に風力発電でつくった電気が必要とされているかなどによるため、現時点では未定です。
	7	上田屋・下	つくった電気は、電力会社に売電するのか。	東北電力の系統につながるようになるため、送電先は東北地方を中心とした全国が想定されます。また、電力会社に売電する他に、最近の流れとして

< 第 2 号様式 >

		田屋		は再エネ由来の電気を求める企業に売電する場合もあり得ます。
	8	下田屋	下田屋地区からは対象事業想定区域まで何 km ほど離れているか。説明会では、そういった地区ごとの情報が分かるようするべきだ。	3km 程度になります。
	9		レノバの資本関係はどのようになっているのか。	会社概要に記載されているとおり、大株主は創業者でもある木南。その他、東京ガスや住友林業が株主になっています。
	10	下田屋・砂子又	土地はどのようにして確保する計画か。	地権者様のご意向を伺った上で決めていくことになるが、土地を購入するよりも、地上権設定契約や賃貸借契約をさせていただくのが一般的です。
	11	下田屋・鹿橋	地域にとってどのようなメリットやデメリットがあるのか。	メリットとしては、金銭的な話であれば、土地の賃貸料や税収のアップが考えられます。そして、工事中やその後の運営においては、出来るだけ地元企業、地元人材を活用したいと考えています。また、管理用道路としての林道が整備されることもメリットと言われています。当社の事例としては、地元活性化に活用してもらうための基金の設立、お祭りへの協賛や参加、地元清掃活動への参加、環境教育の実施などがあり、今後地元の方々と相談していきたいと考えています。 デメリットとしては、今回お話した環境面での影響が考えられますが、それは出来るだけ低減できるようにしていきます。
	12	石持	事業がダメになったら誰が責任を持つのか。設備が放置されるのではないか。	まずは事業がダメにならないよう事業計画を検討します。気象台などで 50 年以上の風況データがありますので、それを参考に、過去 50 年の中で風況が悪かった年を条件として設定し事業期間に亘ってこれが続いたとしても事業が回りうるかというストレスを掛けたケースにて検証します。その他様々なリスクを検証し、そのリスクに対する対応を行います。この事業を行う

< 第 2 号様式 >

			にあたっては、銀行からお金を借りて行うこととなります。可能性としてはかなり低いのですが、それでも事業が回らないとなった場合は、最終的には銀行がこの事業を引き取り、事業の運営先を探すこととなります。こういった事態にならないように、しっかりと事業計画を立てることが重要と考えています。
	13	風力発電機を造るのに二酸化炭素が発生する。風力発電を行っても二酸化炭素は減らない。	設備の製造を含めても、風力により電気をつくることで、二酸化炭素は削減されます。運転期間に火力発電に代替して電気をつくることによる二酸化炭素の削減量は、設備の製造の際に発生する二酸化炭素の発生量より、削減効果は大きいです。
	14	石持・鹿橋・東栄・砂子又・目名 騒音、超低周波による健康被害はあるのか。	風車の稼働により超低周波音は発生します。超低周波音は、調査をして影響評価をしますが、これまでの環境省による調査では影響があることは認められていません。そのため、環境アセスメントの手引きにおいて、超低周波音は、2020年以降の環境影響評価項目から除外されています。しかし、心配される方が多いことから、環境アセスメントの中で超低周波音の調査・評価を自主的に行い、その結果は定量的にお示しすることを検討します。一方、聞こえる音である騒音の影響に関しては、環境省の指針に則って調査する事になっています。
	15	鹿橋 バードストライクが起こらないのか。	鳥の調査において、どのような鳥がどの高さに飛ぶかを調査し、衝突確率を計算します。その結果を国等の審査の中で議論し、衝突確率が高い場合には、風車位置や基数の変更、風車の稼働制限などの低減措置が求められます。それでも、鳥は生物なので予測のとおりになるとは限らないので、運転開始後に事後調査を行うことも考えられます。
	16	風車が建つことで、熊が人里に出てきたりしないのか。	クマやイノシシが、風車の建設により増加したという報告はありません。風車の建設により伐採は生じますが、太陽光発電事業のように面的な伐

< 第 2 号様式 >

			採ではなく、線状の伐採になります。そのため山全体で見た時には、伐採する割合はそこまで大きくはなく、餌への影響が著しく大きいわけではありません。
	17	相続など登記が行われていない場合には、事業者が負担して登記を整理してくれたりするの か。	地権者との相談にはなるが、 当社の責任で行っている場合 が多いです。
	18	鹿 橋 ・ 東 栄	羽がない風車や縦型の 風車が開発されている が、採用しないのか。
	19	東 栄	海上の風車は、どのくら い離さなければいけない といった規制がある のか。
	20	む つ 市	東通村では、山林で固定 資産税は払っていない と聞いている。固定資産 税が発生しても、管理費 という形で相殺され、支 払っていないと聞いて いる。
	21		風車の撤去はどのよう にするのか。
	22		風車はどこで水揚げす るのか。
	23		ナセルが燃えた事例が あるが、火災対策はどう するのか。
	24	野 牛	対象事業実施想定区域 が 5-6 箇所に分かれて いるが、どこか優先して 進めることはあるのか。 総事業費はどのぐらい か。
	25		小形風車があるが、採算 がとれるものなのか。
	26		現在事務所はあるのか。
			規制は特段ありません。海が 浅すぎると工事が難しく なるので、海岸から一定 の離隔をとることはあり ます。陸上においても、 風車間の離隔に対する 定量的な規制はありませ ん。
			ある地権者からは固定資 産税を支払っており、そ の支払いが大変と聞いて いました。
			原状回復を原則とする が、地権者や自治体と 相談して決めていく場 合が多いです。
			尻屋岬港も一つの候補 となっていますが、ま だ決まっていない状 況です。
			まだ風車の機種が決ま っていないため具体的 な話はできませんが、 火災対策がなされた 風車の採用も考えられ ます。
			尾根上に 32~50 基の 計画ですが、現時点で はどこかを優先して進 める計画ではありません 。総事業費は現状分か りかねますが、数百億 円規模の事業になると 想定しています。
			小型風車については詳 しく分かりませんが、 当時は売電単価が 55 円/kWh と大型の風 車に比べて高かったの で、採算が確保できて いたのではないでしょ うか。
			今はまだ事務所がなく 、東京から来ていま す。ある程度計画が進 んできた段階で、東通

< 第 2 号様式 >

			村に事務所を構えることを検討したいです。
27		蒲野沢でユーラスエナジーが風力発電事業を計画していると聞かすが、競合になるのか。	色々なところで他社が検討している話を聞くが、具体的な情報は把握できていません。事業エリアが重なる場合は、競合になり得るが、地元で混乱を招くのが一番良くないと考えています。その場合はユーラスエナジーと協議することになります。
28	桑原	風車の建つ場所は、目名地区、蒲野沢地区になっており、桑原は砂子又地区となり、予定地からはかなり離れており、関係ない気がする。説明は必要なのか。	予定地周辺に加えて周辺の方々にも説明しています。今回、東通村内の 11 部落とむつ市で説明会を行っています。役場とも相談して開催場所を設定しました。なお、再エネ特措法では、事業地から 1km の範囲を対象とすることになっています。
29	桑原・大利	東通村畑中村長への説明は行ったのか。	説明会を実施するという事で、2024 年 3 月末に当社の社長を連れて説明に上がっています。畑中村長からは、説明会であった質問や意見に関して、報告をするよう要請されています。
30	桑原	このあたりの土質は脆く崩れやすい。盛土を転圧したとしても、細かい石が落ちてくるのが予想される。芝を吹き付けた方が良い。	地質や地盤の調査は、今後実施する予定です。今後調査を実施した上で、頂いた情報も参考にさせていただきます。
31	桑原・蒲野沢	近くに鉄塔があるが、風が強い日には鉄塔からも大きな音がする。岩屋や六ヶ所の風車近くに行くと音がすごい。騒音だけが気になる。	お住まいの地域において、普段の生活環境音を調査します。その上で、仮に風車が建った場合にどの程度音が届くか、どの程度影響があるかを予測・評価します。
32	蒲野沢	風車の間隔は決まっているのか。	隣の風車との距離が近すぎると影響を受けるため、例えば、すぐ前に風車があった場合、後ろの風車は発電ロスが発生し、場合によっては風車の故障を招くことがあります。主風向ではブレード直径の何倍、主風向に対して直交する方向だと何倍離隔すればいいかいくつか目安があります。
33	砂子又	ジオパークからの景観を損ねる恐れはないのか。	ジオパークの構成要素は、地質や地形などであり、景観の項目はないため、ジオパークとしての認定に問題が生じるものではないと考えています。一方で、むつ市のジオパーク推進課とは既に協議を行っ

< 第 2 号様式 >

			ており、特段の懸念のコメントは今のところ出ていない状況です。
	34	風況観測塔を更に追加で設置する計画はあるか。	事業実施想定区域の全てをカバーしようとする、現在の2基では足りないと考えられます。まずは、1年間風況を観測してからになります。来年で以降風況観測塔を追加することになると想定しています。
	35	土地の賃料はどのぐらい支払われる予定か。	現在計画の初期段階であり、設計等が固まってから、個別に地権者様に相談させて頂くことになります。
	36	大 利	アセスの流れを見ると、住民説明会は方法書と準備書の2回となっているが、それ以外は開催しないのか。
	37	大 利	大利地区が鳥獣保護区になっている。特定植物群落にもなっている。そういうところで風力が建っている事例はあるのか。
	38	大 利	事業実施想定区域に国有林が含まれるが、開発は可能なのか。
	39	大 利	系統連系に関する東北電力との調整は完了しているのか。完了しているとすれば、どこで連系する計画か。
	40	目 名	風車が建つ範囲は広いのか。全ての風車がつながるのか。
	41	目 名	風が強すぎて風車が建設できない場合もあるのか。
			今回の配慮書での説明会に加えて、工事前にも説明会を行うため、少なくとも4回は説明会を行います。その他、個別に説明会の要望があるようでしたら、必要に応じて対応させて頂きます。
			風車が建っている事例はあります。鳥獣保護区としては3種類あり、特別鳥獣保護区では開発の許可が必要になります。事業実施想定区域に隣接する鳥獣保護区は、一般の鳥獣保護区に該当し、開発に関する規制はありません。一般の鳥獣保護区は、鴨等の鳥類や狸・イノシシ等の獣類などの一般的な動物の狩猟に関する規制となっていますが、今後現地調査等によって詳細を把握していきます。
			国有林や保安林が事業実施想定区域に含まれているので、国有林であれば貸付申請が必要であり、保安林であれば作業許可や解除が必要となります。今後、関係機関と協議して進めていきます。
			現在東北電力と協議中であり、連系箇所は決まっておりません。
			事業実施区域は5カ所に分かれており、全ての風車が繋がるという事はありません。
			そういう場合もあります。風が強いところで、山が切り立っていたりすると風車が下から煽られてしまい、そういった場所では建設できない事もあります。

< 第 2 号様式 >

住民等の意見に対する 事業者の見解	上記に住民等の意見と併せて事業者の見解を記載いたしました。
----------------------	-------------------------------